

中小企業の資金繰りの改善等に関する意見書（案）

政府が進める消費税増税と円安誘導による物価高が暮らしと地域経済を直撃し、中小企業はアベノミクスがもたらした不況のさなかにある。

都の平成27年2月の中小企業の景況調査によれば、同年1月の都内中小企業の業況は引き続き横ばい、見通しは静観からわずかに後退であった。業種別の業況見通しを見ると、卸売業と小売業は悪化している。また、中小企業庁の調査によれば、物価上昇分の価格転嫁については、全体の約半数の企業が困難であるとしている。

しかし、政府は、中小企業金融円滑化法の失効、信用保証協会による部分保証の導入など、中小企業の資金繰り環境を悪化させてきたこれまでの方針を転換しておらず、セーフティネット保証制度の指定業種を全業種の約2割にまで絞り込んでいる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業の資金繰りの改善等に向け、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 信用保証料率を引き下げること。
- 2 セーフティネット保証制度の指定業種を大幅に拡大すること。
- 3 制度融資の全部保証を拡充すること。
- 4 中小企業への経営支援、事業継承・再生支援の強化など、更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
金融担当大臣

} 宛て